

田辺市人権教育啓発推進懇話会設置要綱改正（案） 平成17年5月1日 要綱第3号

資料2

新	旧
<p><b>(設置)</b></p> <p>第1条 本市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため、田辺市人権教育啓発推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。</p> <p><b>(所掌事務)</b></p> <p>第2条 懇話会は、人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方に関し必要な事項を調査及び審議し、その結果を市長に報告するものとする。</p> <p><b>(組織)</b></p> <p>第3条 懇話会は、委員30人以内で組織し、委員は、人権問題に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p><b>(委員の任期)</b></p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 委員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任されるまでの間、その職務を行うものとする。</p> <p><b>(会長及び副会長)</b></p> <p>第5条 懇話会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。</p>	<p><b>(設置)</b></p> <p>第1条 本市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため、田辺市人権教育啓発推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。</p> <p><b>(所掌事務)</b></p> <p>第2条 懇話会は、人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方に関し必要な事項を審議し、その結果を市長に報告するものとする。</p> <p><b>(組織)</b></p> <p>第3条 懇話会は、委員30人以内で組織し、人権問題に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>2 委員は、前条の規定により審議結果を報告したときは、その任を解かれるものとする。</p> <p><b>(会長及び副会長)</b></p> <p>第4条 懇話会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。</p>

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

**(会議)**

第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 懇話会は、委員以外の者の意見又は説明を聴くため、その者に会議への出席又は文書等の提出を求めることができる。

**(庶務)**

第7条 懇話会の庶務は、企画部人権推進課において処理する。

**(その他)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

**(会議)**

第5条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員以外の者の意見又は説明を聴くため、その者に会議への出席又は文書等の提出を求めることができる。

**(庶務)**

第6条 懇話会の庶務は、企画部人権推進課において処理する。

**(その他)**

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。